

令和 7 年度静岡県職員募集総合案内等制作業務委託
公募型簡易プロポーザル実施要領

この要領は、静岡県人事委員会事務局職員課が実施する『令和 7 年度静岡県職員募集総合案内等制作業務委託』について、企画提案書等の提出を求め、本事業に最適なものを特定する公募型簡易プロポーザルを実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

1 業務内容等

(1) 業務目的

静岡県職員採用試験の受験者を確保するため、静岡県の仕事及び県職員の魅力・やりがい等を積極的にアピールするとともに、勤務条件及び採用試験等の情報について分かりやすく伝え、就職先として静岡県に興味を持つきっかけとなるような県職員募集総合案内等を制作する。

(2) 実施業務等

別添「令和 7 年度静岡県職員募集総合案内等制作業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期限

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで

(4) 契約限度額

1,500,000 円（消費税込み）

2 企画提案書を提出するために必要な要件

静岡県における一般業務委託競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

(3) 静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止期間中の者でないこと。

(4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 企画提案書及び見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により企画提案書及び本業務に係る企画提案書に記載する内容を踏まえて、積算の内訳が分かるものを添付した見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が 2 者以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

(1) 提出期間

令和 7 年 10 月 23 日（木）から令和 7 年 11 月 17 日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午

前9時から午後5時までの間

(2) 提出先

別表に示す、静岡県人事委員会事務局職員課職員班まで提出すること。郵送、持参、電子メールのいずれの方法でも可。ただし、電子メールにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

(3) 提出内容

- ア 企画提案書 4部（正本1部、写し3部）
- イ 見積書 4部（正本1部、写し3部）

4 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

別添「令和7年度静岡県職員募集総合案内等制作業務委託企画提案書作成要領」により作成すること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは11ポイント以上とする。

5 本業務に対する質問

- (1) 質問がある場合は、次に従い書面(様式自由)により提出することとし、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

令和7年10月23日（木）から令和7年11月7日（金）（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前9時から午後5時までの間

イ 提出先

別表に示す、静岡県人事委員会事務局職員課職員班

ウ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及びFAX番号、電子メールアドレス等を併記すること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、質問を受理した日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和7年11月14日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

イ 閲覧場所

別表に示す、静岡県人事委員会事務局職員課職員班

6 審査

企画提案書の提案内容等について、次のとおり評価を行う。

- (1) 実施日時及び方法

令和7年11月21日（金）
書面審査により実施する。

- (2) 実施場所

静岡県人事委員会事務局職員課

- (3) 審査事項

企画提案書の内容について審査を行う。（審査の際、審査員から質疑が出た場合はメール等により照会する。）

- (4) その他

企画提案書提出後の資料の追加は認めない。

7 契約予定者の特定

- (1) 評価基準

企画提案書を別添「令和7年度静岡県職員募集総合案内等制作業務委託業者選定等基準」の評価項目・基準で評価し、評価得点が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価得点の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。ただし、評価得点の合計が30点に満たない者は特定しない。

(2) 契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和7年11月27日（木）までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和7年11月27日（木）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和7年12月4日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、令和7年12月11日（木）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、別表に示す静岡県人事委員会事務局職員課職員班まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

9 契約条件等

- (1) 契約書の作成
契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 契約保証金
免除する。

10 その他の留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提出書類の作成、提出に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とする。
また、提出された企画提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その企画提案書を無効とする。
ア 企画提案書の全部又は一部が提出されていない場合
イ 企画提案書と無関係な書類である場合
ウ 他の業務の企画提案書である場合
エ 白紙である場合
オ 本要領に記載する業務内容等に示された項目を満たしていない場合
カ 発注者名に誤りがある場合
キ 発注案件名に誤りがある場合
ク 提出者名に誤りがある場合
ケ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提出された企画提案書は、契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限後において、提出書類は受理しないととも提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験を持つ者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (6) 照会窓口は、別表のとおりとする。
- (7) 契約予定者として特定された者は契約後、委託業務実施計画書を作成し提出すること。
- (8) 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。
ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）
イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）の写し

別表（窓口）〒420-8601 静岡市葵区追手町 9－6

役 割	部 局 名	電話及び FAX 番号	E-mail
総合窓口	静岡県 人事委員会事務局 職員課 職員班	TEL : 054-221-2275 FAX : 054-254-3982	shokuin@pref.shizuoka.lg.jp